

山口県報

平成19年
7月6日
(金曜日)

目次

告示

救急病院の認定(医務保険課)……………一

土地改良区定款変更の認可(農村整備課)……………一

土地改良事業施行の同意(農村整備課)……………一

土地改良事業計画変更の認可(農村整備課)……………二

土地改良事業計画変更の同意(農村整備課)……………二

保安林指定の解除(美祢市)(森林整備課)……………二

道路の区域の変更(道路整備課)……………二

道路の供用の開始(道路整備課)……………二

公告

特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)……………三

特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課)……………三

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(二件)(商政課)……………三

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)……………七

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………八

肥料の登録(農業振興課)……………八

肥料の登録の有効期間の更新(農業振興課)……………九

土地改良区役員届出(農村整備課)……………九

土地改良事業の完了届出(農村整備課)……………一〇

雑報

県報の正誤(平成十九年六月八日山口県告示第三百十号)……………一

山口県告示第三百六十二号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成十九年七月六日

名称	所在地	認定が効力を有する期限
独立行政法人国立病院機構岩国医療センター	岩国市黒磯町二丁目五番一号	平成二二、三、三一

山口県告示第三百六十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を次のとおり認可した。

平成十九年七月六日

土地改良区の名称	認可年月日	山口県知事
周南市向道土地改良区	平成一九、六、二七	二井 関成

山口県告示第三百六十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第九十六条の二第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成十九年七月六日

市町名	施行地区	事業の種類	山口県知事	同意年月日
美祢市	祖母ヶ河内地区	ほ場の整備	二井 関成	平成一九、五、一四

山口県告示第三百六十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、土地改良区の土地改良事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年七月六日

山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称 施行地区 事業の種類 認可年月日
 山口市二島土地改良区 南大池地区 ため池の整備 平成一九、六、二七

山口県告示第三百六十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の三第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の計画の変更について次のとおり同意した。

平成十九年七月六日

山口県知事 二井 関成

市町名 施行地区 事業の種類 同意年月日
 柳井市 日積中央地区 用排水施設の改修 平成一九、六、四
 " 大里南地区 ほ場の整備 " 五、二八

山口県告示第三百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第二項の規定により、保安林の指定を次のとおり解除する。

平成十九年七月六日

山口県知事 二井 関成

- 一 解除に係る保安林の所在場所
美祢市東厚保町川東字野中一〇〇三の二
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 解除の理由
農道用地とするため

山口県告示第三百六十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

平成十九年七月六日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
 路線名 岩国錦線
 道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
	新	旧			
岩国市錦町大原字有木坪八九の一地 先から 同市錦町大原字数田八三七の一地先 まで	最狭 四九・〇	最狭 一六・七	二・八	四七二・〇	道路改良工事の完了による。
	四一八・三				

山口県告示第三百六十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十九年七月六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十九年七月六日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
岩国錦線	岩国市錦町大原字有木坪八九の一地先から 同市錦町大原字数田八三七の一地先まで	平成十九年七月七日



(三四六) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十九年八月二十日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年七月六日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十九年六月十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 フリースクール下関

代 表 者 の 氏 名 石川 章

主たる事務所の所在地 下関市生野町二丁目二七番七号

三 定款に記載された目的

不登校及びひきこもりの状態にある青少年に対して自由、自治及び個の尊重を理念として安全で安心な居場所を提供する事業を行い、主体的な生き方の確立及び自立のための支援事業を本人、家族等に対して行い、並びに地域社会において不登校及びひきこもりの状態にある青少年に対する理解を深める活動を行うことにより、青少年を不登校及びひきこもりの状態から早期に回復させ、並びに青少年がこれらの状態となることを未然に防止し、もってあらゆる子どもたちが将来への希望を抱くことができ、かつ、健全に育成されるよりよい社会の再生に寄与すること。

(三四七) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十九年八月二十一日までの間、山口県環境生活部県民生活課

及び山口県下関県民局において公衆の縦覧に供します。

平成十九年七月六日

山口県知事 二井 関 成

一 申請のあった年月日

平成十九年六月二十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名 称 特定非営利活動法人下関ひと・まちネットワーク

代 表 者 の 氏 名 鳴瀬 道生

主たる事務所の所在地 下関市清未中町一丁目五番一〇号

(三四八) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十九年七月六日から同年十一月六日までの間、山口県商工労働部商政課並びに山口市経済部商工振興課及び山口市小郡総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年七月六日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 アルク小郡店

所在地 山口市小郡下郷二二七三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名 称 住 所 株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六 代表者の氏名 蔵澄 均

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業者を行う者の氏名又は名称	株式会社プラスワン西日本	株式会社プラスワン西日本
大規模小売店舗において小売業者を行う者の住所	〃	周南市周陽一丁目一番一〇号

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	"	坂井 哲也
---------------------------	---	-------

四 届出年月日
平成十九年六月二十二日
五 変更年月日
平成二十年七月十三日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小郡店
所在地 山口市小郡下郷二二七三の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社丸久
三 変更に係る事項の概要
防府市大字江泊一九三六
所 代表者の氏名
藏澄 均

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	竹重 秀則	竹重 秀則	竹重 秀則
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	有限会社メガネのタケシゲ	有限会社メガネのタケシゲ	有限会社メガネのタケシゲ
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	"	山口市小郡下郷二二七三の一	竹重 秀則

四 届出年月日
平成十九年六月二十二日
五 変更年月日
平成十五年二月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小郡店
所在地 山口市小郡下郷二二七三の一

届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名	株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六	所 代表者の氏名 藏澄 均
---------------------	-----------------------	------------------

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社山口フジカラー	石川 修三	秋山 哲也

四 届出年月日
平成十九年六月二十二日
五 変更年月日
平成十六年五月二十一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小郡店
所在地 山口市小郡下郷二二七三の一
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

株式会社丸久
三 変更に係る事項の概要
防府市大字江泊一九三六
所 代表者の氏名
藏澄 均

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	備後漬物有限公司	備後漬物有限公司	備後漬物有限公司
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	橋本食品株式会社	橋本食品株式会社	橋本食品株式会社
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	"	北九州市門司区栄町九番二三号	橋本 誠一

四 届出年月日
平成十九年六月二十二日

五 変更年月日
平成十六年九月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク小郡店
所在地 山口市小郡下郷二二七三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六
三 変更に係る事項の概要
藏澄 均

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	昭和食品株式会社	新延 克巳	高柳 直希
変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後

四 届出年月日

平成十九年六月二十二日

五 変更年月日

平成十七年二月二十八日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク小郡店
所在地 山口市小郡下郷二二七三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六
三 変更に係る事項の概要
藏澄 均

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社ワッツ	株式会社ワッツ	株式会社丸久
変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	〃	〃	岡山市下中野二二の一
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	〃	〃	平岡 史生

四 届出年月日

平成十九年六月二十二日

五 変更年月日

平成十七年三月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク小郡店
所在地 山口市小郡下郷二二七三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六
三 変更に係る事項の概要
藏澄 均

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	岡野食品産業株式会社	岡野 直一	岡野 吉純
変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変更前	変更後

四 届出年月日

平成十九年六月二十二日

五 変更年月日

平成十七年八月十九日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 アルク小郡店
所在地 山口市小郡下郷二二七三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 所 代表者の氏名

株式会社丸久 防府市大字江泊一九三六
三 変更に係る事項の概要
藏澄 均

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	倉重 雅之	変 更 後	藏澄 均
大規模小売店舗を設置する者の氏名	株式会社丸久	"	"	"	"
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名	株式会社丸久	"	"	"	"

四 届出年月日

平成十九年六月二十二日

変更年月日

平成十九年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小郡店

所在地 山口市小郡下郷二二七三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 防府市大字江泊一九三六

株式会社丸久

三 変更に係る事項の概要

所 代表者の氏名 藏澄 均

変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

株式会社タカラブネ

株式会社スイートガーデン

株式会社タカラブネ

株式会社スイートガーデン

株式会社タカラブネ

株式会社スイートガーデン

株式会社タカラブネ

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

届出年月日

変更年月日

平成十九年六月二十二日

平成十九年四月二十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小郡店

所在地 山口市小郡下郷二二七三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 防府市大字江泊一九三六

株式会社丸久

三 変更に係る事項の概要

所 代表者の氏名 藏澄 均

変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

届出年月日

変更年月日

平成十九年六月二十二日

平成十九年六月一日

届出年月日

変更年月日

平成十九年六月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 アルク小郡店

所在地 山口市小郡下郷二二七三の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 防府市大字江泊一九三六

株式会社丸久

三 変更に係る事項の概要

所 代表者の氏名 藏澄 均

変更に係る事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名

届出年月日

変更年月日

平成十九年六月二十二日

平成十九年六月一日

有限会社くすりのあまくさ

有限会社くすりのあまくさ

有限会社ハイワ薬局

大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の住所	〃	〃	防府市天神一丁目一 〇番二五号
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の代表者の氏 名	〃	〃	大川 英明

四 届出年月日

平成十九年六月二十二日

五 変更年月日

平成十九年六月十一日

(三四九) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十九年七月六日から同年十一月六日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十九年七月六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クロスモール下関長府

所在地 下関市長府才川一丁目四二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

オリックス不動産株式会社 東京都港区浜松町二丁目四番一号 西名 弘明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗を設置する者の名称	オリックス・リアルエステート株式会社	オリックス不動産株式会社

四 届出年月日

平成十九年六月二十五日

五 変更年月日

平成十九年四月十七日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 クロスモール下関長府

所在地 下関市長府才川一丁目四二

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

オリックス不動産株式会社 東京都港区浜松町二丁目四番一号 西名 弘明

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	府(仮称)クロスモール下関長	クロスモール下関長府

四 届出年月日

平成十九年六月二十五日

五 変更年月日

平成十九年五月三十一日

(三五〇) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十九年七月六日から同年十一月六日までの間、山口県商工労働部商政課並びに下関市観光産業部商工振興課及び下関市役所豊浦総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成十九年七月六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 川棚サンパル

所在地 下関市豊浦町大字川棚六八二七

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 所 代表者の氏名

株式会社丸和 北九州市小倉北区大手町一〇番一〇号 根石 義治

登録番号	登録年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者
山口県生 第五六四号	平成一九、 六、二〇	混合石灰肥料	くみあい粒状三 ネGスーパ12 号	アルカリ分 四八・〇〇 く溶性苦土	公定規格のと り	又氏 は名 称 アサヒミネラル工 業株式会社 住 所 広島県呉市昭和町一 番一號

(三五三) 肥料の登録の有効期間の更新

肥料取締法(昭和二十五年法律第百二十七号)第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新しました。

平成十九年七月六日

山口県知事 二井 関 成

登録番号	更新年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量 (%)	その他の規格	生産業者
山口県生 第五三四号	平成一九、 六、二〇	副産植物質肥料	セラム有機乾燥 肥料	窒素全量 三・〇〇 りん酸全量 四・五〇 加里全量 一〇・五〇	該当なし	又氏 は名 称 住 所 宇部興産農材株式 会社 宇部市大字小串一九 八の七

(三五四) 土地改良区の役員の名及び住所の届出

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成十九年七月六日

山口県知事 二井 関 成

一 就任した役員

土地改良区	理事の別	氏名	住所
宇部市広瀬土地改良区	理事	重富 帯刀	宇部市大字広瀬八一九
"	"	尾山 誠	宇部市大字広瀬八一九
"	"	河崎 郁男	宇部市大字広瀬八一九
"	"	河崎 逸郎	宇部市大字広瀬八一九
"	"	藤井 信行	宇部市大字広瀬八一九
"	"	藤井 茂文	宇部市大字広瀬八一九
岩国市行波土地改良区	理事	眞江木 潔	岩国市行波一九二
"	"	藤井 重	岩国市行波一九三
"	"	富弘 久生	岩国市行波一九三
"	"	安村 政人	岩国市行波一九二
"	"	田中 幸雄	岩国市行波一九二
下松市大藤谷土地改良区	理事	藤井 悟	大字沖ノ旦八五一の四
"	"	坂田 忠行	大字広瀬六二六の一
"	"	関谷 利彦	八九の四
"	"	藤井 康之	下松市大字大藤谷六五
"	"	藤井 照幸	三四六
"	"	藤井 照慈	一四七の三
"	"	石田 和弘	一二五の一
"	"	藤井 教正	二三八の七
"	"	藤井 勇	七
"	"	藤井 教正	生野屋西三丁目一八番一四号

九	ページ
下	段
一〇 一	行
医療法人光輝会平生クリニックセンター	誤
平生クリニックセンター	正

正 誤
平成十九年六月八日山口県告示第三百十号（救急病院等の認定）



上谷地区
暗きよ排水
"
"
"
"
"

平成十九年七月六日印刷
平成十九年七月六日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）